参加者募集　1分でできる訓練
千代田区一斉防災訓練（シェイクアウト訓練）

大震災の教訓を忘れず、地震発災時の「自助」の大切さを啓発するため、シェイクアウト訓練を実施します。誰でも参加できる1分間の訓練です。家庭や学校、職場などで行い、日頃の防災対策を再点検しましょう。

とき　3月6日(金)10時～

訓練方法　事前に参加登録のうえ、訓練当日の10時に震度6強の地震が発生したと想定して「3つの安全確保行動」を約1分間行う

参加登録方法　3月5日(木)までに千代田区シェイクアウト訓練登録ページから申し込み

※詳しくは、チラシ(出張所などで配布)やHP参照

問合せ　災害対策・危機管理課☎03－5211－4187

都営住宅の入居者募集

募集する住宅　家族向け、単身者向け、車いす使用者(単身・世帯)向け、シルバーピア(★)の単身、二人世帯向け(居室内で病死などがあった住宅を含む)

★手すりや緊急通報装置など、高齢者に配慮した設備の高齢者集合住宅

募集案内配布期間　～2月10日(火)

募集案内配布場所　情報コーナー(区役所2階)、住宅課(区役所5階)、出張所

申込方法　2月17日(火)(必着)までに郵送(募集案内に添付の申込書などが必要)またはHPから

問合せ　東京都住宅供給公社都営住宅募集センター☎0570－010－810(平日のみ／～2月17日(火))、☎03－3498－8894(平日のみ／2月18日(水)～)

ご意見ありがとうございました

お寄せいただいたご意見とそれに対する区の考え方は、HPで公開しています。

千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例及び千代田区旅館業法施行条例の一部改正について（素案）

意見募集期間　1月5日～19日
意見募集結果　意見者数6名、意見数12件
問合せ　生活衛生課環境衛生係☎03-5211-8166

千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針（素案）

意見募集期間　令和7年10月20日～12月19日
意見募集結果　意見者数17名、意見数25件
問合せ　施設経営課区有施設担当係☎03-5211-4160

旧永田町小学校関係資料の取扱い

意見募集期間　令和7年10月20日～12月19日
意見募集結果　意見者数107名、意見数107件
問合せ　施設経営課区有施設担当係☎03-5211-4160

和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（素案）

意見募集期間　令和7年12月5日～22日
意見募集結果　意見者数5名（うち団体1）、意見数33件
問合せ　子ども施設課施設係☎03-5211-4275

令和7年第2回 区議会臨時会の報告

令和7年第2回区議会臨時会を、12月26日に開催しました。

この臨時会では、区長提出議案1件が審議されました。詳しくは、「ちよだ区議会だより」や区議会HPをご覧ください。

問合せ
総務課☎03-5211-4138、
区議会事務局☎03-5211-4295

区長提出議案

■議案
▶令和7年度千代田区一般会計補正予算第4号（可決）

令和8年度国民健康保険料均等割額の軽減を受けるには、住民税申告が必要です

令和7年中の所得がなく、令和8年度国民健康保険料均等割額の軽減を受けるには、住民税申告が必要です。令和8年1月1日に住民票のある自治体で住民税申告をお願いします。原則として、3月16日(月)までに住民税申告がないと、当初通知する保険料均等割額は軽減なしでのご案内となります。令和7年中の所得が一定基準額以下の世帯は、均等割額を軽減したうえで保険料を計算し、6月中旬以降に令和8年度国民健康保険料をお知らせします。

問合せ　国民健康保険料＝保険年金課国民健康保険係☎03－5211－4204、住民税申告＝税務課課税係☎03－5211－4191・4192

その他　令和8年1月1日の居住地が千代田区以外の場合は、その自治体へ問い合わせを

まとめて払うと割引に　国民年金保険料の口座振替・クレジットカード納付

口座振替やクレジットカードで前納すると保険料の割引があります。

申請方法　口座振替＝国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書、クレジットカード＝国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書を問合せ先または千代田年金事務所へ

※納付の種類や方法で割引額は異なります。詳しくは、日本年金機構HPをご覧ください

前納(4月開始)の申込期限

保険年金課国民年金係(区役所2階)＝2月19日(木)、千代田年金事務所(三番町22)＝2月27日(金)

■注意点

・引き落としは1回払いのみ
・利用できる保険料は「定額保険料」と「付加保険料込みの定額保険料」。過去の未払い分や保険料の一部を免除されている場合は利用不可
・利用できる金融機関やカード会社、申出書のダウンロード方法などは、日本年金機構HPを参照

問合せ　保険年金課国民年金係☎03－5211－4202

特別区民税・都民税の申告は3月16日（月）まで

■個人住民税の寄附金税額控除

令和7年1月1日～12月31日に支払った寄附金のうち、2,000円を超える部分から一定限度額まで税額が控除されます。寄附金受領証明書などを添付して申告してください。

ワンストップ特例制度(★)を利用する方は、申告は不要ですが、医療費控除などのために申告する場合は、ワンストップ特例は無効になりますので、寄附金控除を忘れずに申告してください。

なお、個人住民税・所得税の両方で控除を受けるには、所得税の確定申告が必要です。申告書作成は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」が便利です。

★確定申告の不要な給与所得者などがふるさと納税を行う場合、確定申告を行わずにふるさと納税の寄附金税額控除を受けられる仕組み

申告が必要か確認を！

■対象の寄附金

地方自治体(ふるさと納税)、住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社の支部、住所地の都道府県・区市町村の条例で指定する団体などに支払ったもの

※条例で指定する団体などは、(都)主税局HPを参照

問合せ　税務課課税係☎03-5211-4191・4192

▲主税局HP　▲国税庁HP

■電子申告がスタート！

令和8年度(令和7年中所得分)特別区民税・都民税申告から電子申告が利用できるようになりました。電子申告にはマイナンバーカードなどが必要です。詳しくは、区HPをご覧ください。

▲区HP

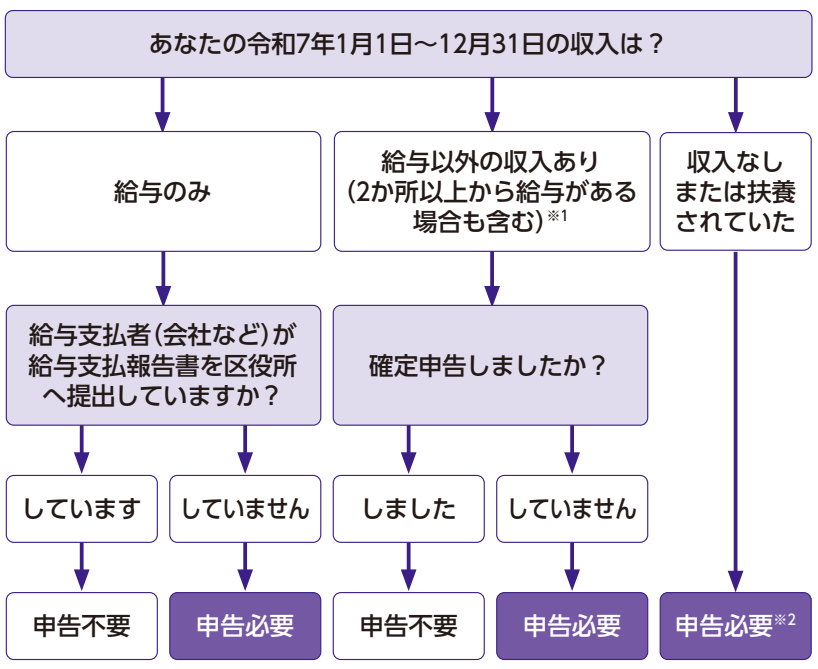

※1 公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方も申告が必要
※2 申告がないと課税(非課税)証明書の発行や国民健康保険料、区営住宅使用料などの正しい計算ができないので、忘れずに申告を

麹町の「麹」の字は、文字つぶれなどを防ぐため、略字を使用しています。